

10月号



おおもり青色便り

No.0626

一般社団法人 大森青色申告会

平成 29.10.1



平成29年分「減価償却計算表」について



減価償却資産を既にご登録いただいている会員の方には、11月末～12月初旬に郵送にて、平成29年分確定申告用「減価償却計算表」をお送りさせて頂く予定です。昨年のデータを元に作成しておりますが、お手元に届きましたら必ず内容のご確認をお願い致します。

以下の事項にあてはまる方は、領収書等を申告会事務所までお持ちいただきFAX(3773-6388)にてお送りいただきまようお願いいたします。なお、FAXでお送りいただく場合は必ず事業主名と連絡先のご記入をお願いいたします。



- ①10万円を超える金額の資産を購入した場合
- ②20万円を超える修繕を行った場合
- ③資産の除却・廃棄を行った場合
- ④車の買い替えを行った場合
※下取り等がある場合は下取り価格もお知らせください
- ⑤その他減価償却資産に変更があった場合



上記①～⑤のご連絡を10月31日までにいただいた場合は、

修正(新規追加、除却・廃棄、変更)事項を反映した「減価償却計算表」をご郵送いたします。

上記①～⑤のご連絡を11月1日以降にいただいた場合は、

修正(新規追加、除却・廃棄、変更)事項を反映しない「減価償却計算表」のご郵送となります。

※ 追加、変更、除却・廃棄等の修正は隨時行っておりますが修正事項を反映した「減価償却計算表」のご郵送はお受けできませんので予めご了承ください。但し、FAXにてお送りすることは可能ですのでご希望の方はその旨お申し出下さい。



「減価償却の計算表について」の巻き

(1)

消費税軽減税率制度の説明会のご案内

大森税務署では、事業者の方を対象として、消費税の軽減税率制度に関する説明会を開催します。多くの事業者の方に関係のある制度の説明会ですので、ぜひご参加いただきますようお願いいたします。
開催日時:平成29年11月10日(金) 10時00分～11時30分
場 所:大田区産業プラザPio コンベンションホール4階
大田区南蒲田1丁目20-20(最寄駅 京急蒲田駅 徒歩3分)
お問い合わせ先:大森税務署 法人課税第1部門 担当:福本 電話03-3755-2111内線314

税を考える週間行事

国税庁では、特に、毎年11月11日から11月17日までの一週間を「税を考える週間」とし、この期間を中心に様々な広報広聴施策を実施するとともに、税務行政に対するご意見やご要望をお寄せいただく機会としています。

「税を考える週間」行事 公開セミナー「成年後見人について(仮)」開催のご案内

開催日:平成29年11月22日(水)

会 場:池上会館

主 催:(一社)大森青色申告会・(一社)雪谷青色申告会

※詳細につきましては同封のチラシをご覧ください。

※入場無料です。皆様のお越しをお待ちしております。

平成29年分確定申告期間指導の注意点

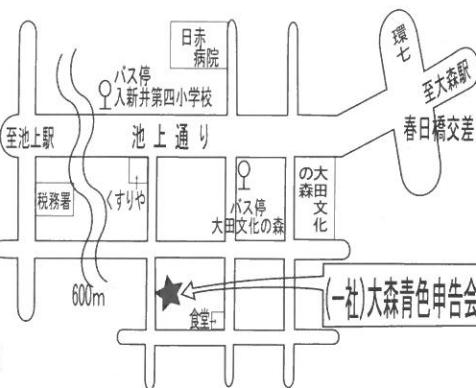
譲渡所得での第3表(分離課税)の作成が必要な場合

- 1) 土地・建物の売買で譲渡所得の申告が必要な場合は事前指導が必要です
事前指導(譲渡があった日から当年12月25日までの期間)を受けていない場合、確定申告指導期間中には、譲渡所得の申告についてのご相談は、お受けできませんのでご注意ください。譲渡した日が年末などで事前指導がお受けいただけない場合やご自身の都合などで事前指導を受けられなかった場合は、添付書類を揃えて税務署にてご相談の上、作成した「譲渡所得の内訳書」を申告会事務局へご持参ください。
なお、「譲渡申告の内訳書」のご記入がない場合には、申告会で申告書をお預かりすることができませんので予めご了承ください。
- 2) 株式等の売買で譲渡所得の申告書の作成が必要な場合は「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」をご自身で記入作成し、来所時に添付書類とともにご持参していただくことが必要となります。
「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の記入作成のない場合、申告会では申告書をお預かりすることができません。※特定口座年間取引報告書の有無を問わず提出用とご自身控え用もご自身で記入作成し、ご持参ください。その他、投資にかかる内容の申告(先物取引・FX等)についても同様の取扱となります。



一般社団法人 大森青色申告会

責任者 会長 九頭見 義雄
大田区中央3丁目10-18
TEL: 03 (3771) 8859
FAX: 03 (3773) 6388
Eメール: aoiro-o@nifty.com
URL: <http://www.oomori-aoiro.org>



予約制 事務局に申込み
時 間 申込順で30分位

無料法律相談日
10月12日(木)
10月26日(木)

保険の相談
ご希望の方は事務局迄

(4)

第六回定期総会 開催

安心して借りられる
国の融資制度です

一般社団法人大森青色申告会第六回定期総会が、平成二十九年八月三十日(水)午後四時より、大田文化の森五階多目的室において、ご来賓に大森税務署柴原署長様並びに関係官庁・各友誼団体より多数のご臨席を賜り開催された。瀬山総務組織副委員長の司会により「正会員数は二六七名(八月三十日現在)の内、出席いただいた会員三五名(内委任状による出席が一七〇七名)となり、過半数を満たしており本総会は成立する」との定足数報告があり、吉田支部長が表彰された。次に、議案審議に移るにあたり定款により会長がその任に当たることとなつてある旨の説明があり、九頭見会長が議長席に着いた。第一号議案「議事録署名人選出に関する件」について、大森東支部田中武氏、大森西支部曾根幸氏の二名が選出され承認された。

第二号議案「平成二十八年度事業報告承認の件」について、田中副会長が報告を行い詳細は相良事務局長が説明した。第二号議案について採決が行われ、賛成多数で、可決承認された。第三号議案「平成二十八年度収支報告監査報告承認の件」について、井上副会長が「収支報告」を、川名監事が「監査報告」を行つた。第三号議案について採決が行われ、賛成多数で、可決承認された。統いて、「平成二十九年度事業計画」「平成二十九年度収支予算」について、齊藤事務次長より報告があつた。次に、来賓祝辞を賜り、最後に加藤総務組織副委員長が閉会の辞を行い、定期総会をすべて終了した。



第二号議案「平成二十八年度事業報告承認の件」

一 第五回定期総会の開催

(1) 一般社団法人大森青色申告会第五回定期総会を平成二十八年八月二十二日開催し、第1号議案から第5号議案まで可決承認された。

(2) 監査会の開催

① 平成二十八年七月一日、監査会を開催し、現金、支部運営費の監査を、同七月二十一日に業務、会計、労働保険の監査を行つた。

② 平成二十九年一月六日、中間監査会を開催し、現金、支部運営費の監査を、同一月十二日に会計、労働保険の監査を行つた。

二会勢拡大に関する事項

(1) 青色コナー

① DVDコーナー

複式簿記による記帳方法を広く納税者へ知らせるために税務署の外部指導会場の一部に「やさしい複式簿記」のDVDによる映像をながした。

② スペースの拡大による派遣人員の増加

青色コナーの指導スペースと待合スペースが広くなつたため、大勢の納税者が受け入れができるようになり、対応する従事者の増員を図つた。

③ 研修会の開催

青色推進委員会で青色コナーにおいて指導相談業務がうまくできる様に役職員研修会、減価償却研修会、Q&Aマニュアル作成、青色コナー従事者研修会を行つた。

(2) 青色勧奨強化月間

① 青色勧奨協議会

十月三日に青色勧奨協議会を開催し、三三三本の立て看板を置くことになった。

② 消費税の研修会

十月三日衆議院議員平将明先生をお呼びし、研修会を実施した。

(3) 青色推進広報活動

十月二十五日～十一月一までの間、青色推進広報活動を行つた。

第3号議案

平成28年度 収支計算書(総括)		
収入の部	決算額	支出の部
1. 会費等収入	62,560,000	1. 事業費 53,431,590
2. 指導料収入	990,000	2. 総会・会議費 1,855,422
3. 図書等領布収入	114,400	3. 管理費 17,777,458
4. 共済等手数料収入	7,823,325	4. 法人税・都民税 240,100
5. その他収入	1,145,860	5. 消費税 0
I 事業活動収入合計	72,633,585	I 事業活動支出合計 73,304,570
II 投資活動収入	0	II 投資活動支出 622,527
III 財務活動収入	0	III 財務活動支出 0
前期繰越収支差額	13,570,450	IV 予備費支出 0
収入合計	86,204,035	当期繰越収支差額 12,276,938
		支出合計 86,204,035

貸借対照表		現在	
資産の部	金額	負債の部	金額
1. 流動資産	16,782,912	1. 流動負債	4,173,104
2. 固定資産	150,941,796	2. 固定負債	15,559,158
特定預金	(41,561,661)	退職給付積立	(15,559,158)
その他固定資産	(109,380,135)		
資産合計	167,724,708	負債合計	19,732,262
		I 指定正味財産	5,000,000
		I 一般正味財産	142,992,446
資産合計	167,724,708	負債・正味財産合計	167,724,708

マル経融資のご案内

◎ 小企業等経営改善資金
返済期間 二千万円
担保・保証人不要
融資限度額 二千万円
年利 一、一一% (八月九日現在)
大田区から補助されます。
この融資限度額・返済期間の取扱は平成三十年三月三十一日の日本政策金融公庫受付分までです。

支払った利息の三十%を三年間
融資限度額・返済期間の取扱は平成三十年三月三十一日の日本政策金融公庫受付分までです。

融資対象

* 従業員二十人以下(宿泊業・組む方)

慰労業を除く商業サービス業

五年以下の法人・個人事業主の方

* 商工会議所の経営指導を一定期間受けて事業の改善に取り組む方

* 所得税・法人税・事業税・住民税等、対象となる税金を完納している方

◎ 経営上の悩み相談

窓口専門相談をご利用下さい。

* 法律相談、税務相談、労務相談

(予約制・無料)

* 本相談は、経営に関する相談に限定しております。

* 会員・非会員の方問わずご利用できます。

◎ 「相談・お申し込みについて」
東京商工会議所大田支部
大田区南蒲田一～二十一～二十
電話(三七三四)一六二一

【指導相談業務に関する事項】
「記帳の青色申告会」として会員向けの記帳相談に重点を置き、青色申告特別控除六十五万円利用者の拡大のための指導水準の高揚に努めます。また、新規開業者や白色申告者に分かりやすい記帳の仕方を指導できる体制づくりをすすめ、一般納税者にも信頼される青色申告会の構築に努めます。

また、「記帳における入札事業」や「DVDによる記帳講座」を継続し、公益事業として行う「無料記帳相談」などを通じ記帳制度の浸透と記帳水準の高揚に努めます。

2年目となるマイナンバー制への対応は、会員の皆様が混乱しないよう行政と連携し引き続き行っていくものとします。

【中期における財政及び事業の検討に関する事項】
会勢拡大運動の成果により会員数は増加しており、財政基盤検討委員会で懸念していた危機的状況からは回避できそうであります。会員増強の五か年計画も今年で三年目となり、それ以降の事業計画の策定を行わなければなりません。事業基盤の安定には財政基盤の安定が不可欠であり、会勢拡大運動をどう展開していくかが重要な課題となつていてこと考えます。五か年で終わらせるのではなく、永続的に行える会勢拡大運動の確立と、さらに既存会員の持つニーズ(期待値)が指導相談業務並びに福利厚生事業へメリット性を享受できているのかを策定してまいります。



- (1) 役員募集のチラシ
- (2) パナホームとの覚書の締結
- (3) リースできるよう事務局内部での研修、運用方法を整備した。
- (4) 中期における財政及び事業の検討に関する事項
- (5) 東京税理士会大森支部が主催する確定申告無料相談の受付に延二四名の役員が従事した。
- (6) ホームページより指導予約ができるシステムを準備し、7月1日より会員へリード提出を行つた。
- (7) 会報の記事やチラシで支部の役員の募集や青色推進委員の募集を行つた。
- (8) 青色家づくり支援機構に入し、住宅を建築、リフォームする際の会員向けサービスを締結し、工場見学会を六月四日に行つた。

